

防災行政無線とメールで啓発

大正12年9月1日に関東大震災が発生したことから、9月1日を「防災の日」と定めています。

市は、この日、防災行政無線をはじめ、メール配信サービスやツイッター、フェイスブックによる啓発を行います。

詳しくは、危機管理室（☎47-7385）へ。

防災行政無線テレフォンサービス

防災行政無線での放送が聞き取れなかった場合、防災行政無線テレフォンサービス（☎0180-99-5252）で、内容を確認できます。※通話料は利用者負担

メール配信サービスの登録方法

【パソコン】市HP「メール配信サービス」から登録

【携帯電話】右のQRコードから登録



市防災安全情報公式アカウント



ツイッター



フェイスブック

非常時の持ち出し品
日ごろから準備を！

市の備蓄品には限りがあります。必要なものは自ら持参することを心がけ、いざというときのために最低限必要なものを非常持ち出し品として準備しておきましょう。

詳しくは、危機管理室（☎47-7385）へ。

避難所へ自ら持参するもの

※避難に差し支えない範囲でご持参ください

- ・マスク
- ・ウエットティッシュ
- ・体温計
- ・常備薬
- ・着替え
- ・衛生用品
- ・最低3日分の食料と飲料水
- ・携帯ラジオ
- ・携帯電話と充電器
- ・モバイルバッテリー



ご活用ください！

防災ポータルサイト & 公式LINE



市は、災害情報や避難情報を配信するため、防災ポータルサイトおよび公式LINEアカウントを開設しています。この機会にぜひご活用ください。

詳しくは、危機管理室（☎47-7385）へ。

■大垣市防災ポータルサイト

市からの避難情報や、市に關係する河川の水位情報などの防災情報をまとめた防災専用HPです。

洪水ハザードマップや防災ハンドブックの電子データについても、確認することができます。

■大垣市公式LINEアカウント

災害情報をリアルタイムでお知らせして、適切なタイミングで避難ができるように、避難情報の配信をしています。この機会に、友だちに追加してください。



ポータルサイト



公式LINE

**子どもの人権110番
強化週間**

法務省人権擁護局は、子どもを巡るさまざまな人権問題の解決を図るために活動を強化するため、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します。

- *とき／8月27日(金)～9月2日(木) 平日＝午前8時30分～午後7時、土・日曜日＝午前10時～午後5時（強化週間以外の日でも、平日の午前8時30分～午後5時15分に、相談に応じています）
- *内容／いじめ・体罰・虐待など、悩みを抱えている子どもたちの電話相談 ※法務省HPからメールで相談可
- *電話番号／☎0120-007-110
- *相談員／人権擁護委員、法務局職員
- *問合せ／岐阜地方法務局大垣支局（☎78-3347）へ



法務省HP

災害時要援護者台帳に登録しませんか？

自力避難に心配がある皆さん

ひとり暮らしの高齢者や障がいがある人などは、災害発生時の避難に手助けが必要な場合があります。

災害時要援護者台帳は、こうした人たちの氏名・住所・緊急連絡先などを本人の同意のもと登録し、自治会などにあらかじめ提供され、災害発生時の援護活動などに活用されます。

自力での避難に心配がある人はご登録ください。

- ◆対象／市内で在宅生活し、災害発生時に本人や家族のみでの避難が困難な人で、下表のいずれかに該当する人
- ◆台帳の提供先／自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防署
- ◆申込／社会福祉課（上石津・墨俣地域事務所も可）へ。または、申込書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入のうえ、同課（〒503-8601 丸の内2-29、☎47-7256）へ



対象者
65歳以上のひとり暮らし高齢者
要介護認定を受けている人（要介護1以上）
身体障害者手帳を持っている人
療育手帳を持っている人
精神障害者保健福祉手帳を持っている人
その他災害時に地域の援護が必要な人

災害の状況によっては、支援する人が被災する場合もあります。「自分の身は自分で守る」ということを心がけてください。

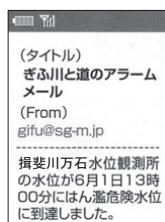
大雨、洪水、道路規制情報などを配信

ぎふ川と道のアラームメール

県は、希望する地域の大雨、洪水、道路規制情報などを携帯電話に自動配信するサービスを提供しています。

配信項目

- ▶大雨・洪水注意報
- ▶大雨・洪水警報
- ▶雨量情報
- ▶河川水位情報
- ▶土砂災害警戒情報
- ▶道路通行規制情報



メール登録は
こちら

メールを受け取るために？

- ▶登録方法①／右のQRコードを読み取り、手順に従って登録
- ▶登録方法②／「t-gifu@sg-m.jp」に空メールを送り、返信されたメールの手順に従って登録

問合せ／岐阜県河川課（☎058-272-8593）へ

子どもの人権SOSミニレター

岐阜地方法務局では、いじめ・体罰・虐待などの問題に対する活動として、県内の小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布しています。

このミニレターに相談したいことを書いて投函すると同法務局に届き、人権擁護委員や法務局職員が、子どもたちの悩みにお答えします。困ったことがあれば、ぜひご相談ください。

ミニレターの配布を希望する人は「子どもの人権110番」（☎0120-007-110）までお問い合わせください。

